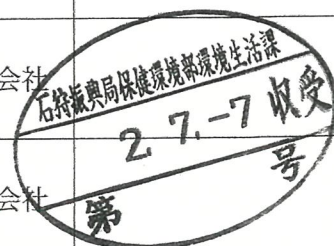


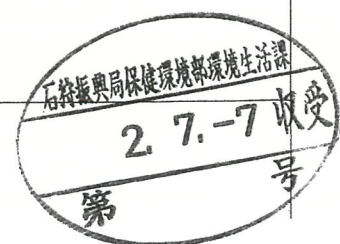
別記様式12

運搬車両一覧

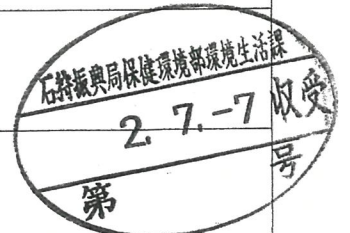
	車体の形状	自動車登録番号 又は車両番号	最大積載量 (kg)	所有者又は使用者	備 考
1	塵芥車	札幌88た33-32	3,150	北清企業株式会社	廃止
2	塵芥車	札幌830さ53-76	5,700	北清企業株式会社	
3	ダンプ	札幌130さ53-75	8,400	北清企業株式会社	
4	キャブオーバー	札幌130す50-03	6,900	北清企業株式会社	
5	塵芥車	札幌88た28-35	3,250	北清企業株式会社	
6	塵芥車 (保管庫付)	札幌800は10-35	4,700	北清企業株式会社	
7	塵芥車	札幌800は10-63	5,600	北清企業株式会社	
8	ダンプ	札幌100は20-58	5,800	北清企業株式会社	
9	ダンプ	札幌130や50-05	7,400	北清企業株式会社	新規
10	脱着装置付コン テナ専用車	札幌130さ53-05	3,850	北清企業株式会社	
11	キャブオーバー	札幌130さ53-06	10,000	北清企業株式会社	
12	キャブオーバー	札幌130さ53-47	7,500	北清企業株式会社	
13	ダンプ	札幌130さ53-10	5,700	北清企業株式会社	
14	脱着装置付コン テナ専用車	札幌130す53-13	3,750	北清企業株式会社	



15	キャブオーバー	札幌130さ53-17	6,700	北清企業株式会社	廃止
16	脱着装置付コンテナ専用車	札幌130す53-18	5,200	北清企業株式会社	
17	ダンプ	札幌130さ53-21	8,400	北清企業株式会社	
18	バン	札幌400ふ34-56	400	北清企業株式会社	
19	ダンプ	札幌130さ53-24	9,400	北清企業株式会社	
20	キャブオーバー	札幌130さ53-25	4,350	北清企業株式会社	
21	塵芥車	札幌830さ53-29	2,300	北清企業株式会社	廃止
22	キャブオーバー	札幌130さ53-30	4,250	北清企業株式会社	
23	ダンプ	札幌130す53-86	11,100	北清企業株式会社	
24	バン	札幌130す53-87	2,000	北清企業株式会社	
25	キャブオーバー	札幌400ぬ71-72	1,500	北清企業株式会社	
26	脱着装置付コンテナ専用車	札幌430す53-38	2,000	北清企業株式会社	
27	脱着装置付コンテナ専用車	札幌130さ53-40	11,300	北清企業株式会社	
28	バン	札幌400ほ14-36	400	北清企業株式会社	
29	バン	札幌400ほ14-37	400	北清企業株式会社	
30	バン	札幌130さ53-55	2,000	北清企業株式会社	



31	キャブオーバー	札幌130さ53-56	3,450	北清企業株式会社	
32	塵芥車	札幌830さ53-60	5,700	北清企業株式会社	
33	キャブオーバー	札幌130さ53-61	3,150	北清企業株式会社	
34	塵芥車	札幌830さ53-59	6,000	北清企業株式会社	
35	塵芥車	札幌830さ53-02	5,500	北清企業株式会社	
36	塵芥車	札幌830さ53-62	3,850	北清企業株式会社	
37	キャブオーバー	札幌130さ53-63	4,800	北清企業株式会社	
38	ダンプ	札幌130さ53-64	9,100	北清企業株式会社	
39	塵芥車	札幌830さ53-68	4,700	北清企業株式会社	
40	バン	札幌400ひ58-60	900	北清企業株式会社	
41	ダンプ	札幌130さ53-71	8,600	北清企業株式会社	
42	バン	札幌400は56-28	400	北清企業株式会社	
43	脱着装置付コンテナ専用車	札幌130さ53-90	3,900	北清企業株式会社	
44	バン	札幌130す53-98	3,200	北清企業株式会社	
45	塵芥車	札幌830さ53-66	3,200	北清企業株式会社	
					合計42台



(備考)

- 1 自動車検査証（車検証）に記載されている内容を記載すること。
また、車検証の写しを添付すること。
- 2 借用车の場合、賃貸契約書等の写し（原則として1年以上の使用権原のあるもの）を添付すること。
なお、車検証の使用者欄に申請者名が記載されている場合は、借用车に該当しないものとして扱って差し支えない。
- 3 「土砂等積載禁止車」の場合には、備考欄にその旨を記載すること（車検証の備考欄に、「積載物は、土砂等以外のものとする」と記載されている車両は、「鉾さい」、「かれき類」、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」を収集運搬することはできない。）。
- 4 変更届出の場合は、備考欄に「新規、廃止」の別を記入すること。
- 5 船舶の場合には、「自動車登録番号又は車両番号」を「船舶番号」と読み替えること。

(日本工業規格 A 4)

